証券コード　3923
2020年６月10日

株 主 各 位

大阪市北区鶴野町１番９号
株式会社ラクス
代表取締役社長　中　村　崇　則

第 20 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）18時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時（午前９時30分受付開始予定）
２．場　　所　大阪市北区中崎西二丁目４番12号　梅田センタービル31Ｆ　ホワイトホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目 的 事 項
報 告 事 項　１．第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.rakus.co.jp）に掲載させていただきます。

〔提供書面〕

事 業 報 告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、人手不足を背景に雇用環境の改善や所得の増加を背景に景気の緩やかな回復傾向が継続しておりましたが、下半期にかけて消費税増税や暖冬の影響により景気が弱含んで推移する中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により急激に景気が悪化しました。

当社が所属する情報通信サービス市場においては、人手不足や働き方改革の影響からデジタルトランスフォーメーションによる業務効率化を推進する企業が増加する等、IT投資への意欲は引き続き旺盛に推移しました。特に低コストで簡単に早く導入が可能で、便利なクラウドサービスへのニーズは強く、クラウドサービス市場の拡大が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「高収益な複数サービスが生み出すキャッシュを成長サービスに集中投下」を経営方針に掲げ、2018年３月期を起点に、2021年３月期までの３年間で、CAGR（年平均成長率）30%の達成を目指しております。2020年３月期においては、クラウドサービスの導入ニーズが拡大する中、高い売上高成長を目指し、四半期ごとにPDCAサイクルを高速に回しながらマーケティング施策を組み替えて、減益になることも厭わず、積極的な成長投資を実行することを方針に掲げ、人員の積極的な増員とマーケティング投資の強化を実施してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,608,041千円（前連結会計年度比32.8%増）と高成長が持続しました。一方で高い売上高成長を目指して、減益になることも厭わず積極的な成長投資を実施したことから、営業利益は1,174,468千円（前連結会計年度比20.0%減）、経常利益は1,177,445千円（前連結会計年度比20.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は799,538千円（前連結会計年度比21.5%減）と減益となりましたが、CAGR（年平均成長率）30%の達成に向けて高成長が持続しました。

当連結会計年度における事業別の状況は次のとおりです。

（クラウド事業）

クラウド事業は、高成長の実現のために新規受注件数の大幅増加を目指して、人員の大幅な増員やマーケティング投資の強化等、積極的な成長投資を実施しました。以上の結果、売上高は8,952,138千円（前連結会計年度比33.1％増）、セグメント利益は898,255千円（前連結会計年度比28.8％減）と増収減益となりました。

（IT人材事業）

IT人材事業は、これまで取り組んで来た離職抑制施策の効果に加え、顧客からの強い引き合いに対応するため採用数も増加させたことから、稼働エンジニア数が大幅に増加しました。３月には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う有給休暇取得増加による稼働日数減の影響がありましたが、売上高2,655,903千円（前連結会計年度比31.6％増）、セグメント利益276,213千円（前連結会計年度比33.6％増）と大幅な増収増益となりました。

事業区分別	第19期 2018年４月１日から 2019年３月31日まで		第20期(当連結会計年度) 2019年４月１日から 2020年３月31日まで		前連結会計年度比増減率 (％)
	売上高(千円)	構成比(％)	売上高(千円)	構成比(％)	
クラウド事業	6,725,819	76.9	8,952,138	77.1	33.1
IT人材事業	2,017,512	23.1	2,655,903	22.9	31.6
合　　計	8,743,332	100.0	11,608,041	100.0	32.8

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は456,376千円であり、主なものは、当社東京第２オフィス（旧呼称：代々木事務所）の移転に伴う建物及び構築物、クラウド事業に係るサーバー機器等の取得による工具、器具及び備品であります。

（注）有形固定資産、無形固定資産（のれん及び顧客関連資産を除く）への投資であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第17期 （2017年３月期）	第18期 （2018年３月期）	第19期 （2019年３月期）	第20期 （当連結会計年度） （2020年３月期）
売　上　高（千円）	4,932,368	6,408,873	8,743,332	11,608,041
経　常　利　益（千円）	972,990	1,247,916	1,474,484	1,177,445
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	731,585	874,981	1,018,540	799,538
１株当たり当期純利益（円）	8.07	9.66	11.24	8.82
総　資　産（千円）	3,821,117	5,229,853	6,142,953	7,039,185
純　資　産（千円）	2,923,300	3,706,874	4,593,657	5,192,604

（注）１．当社は、2016年10月１日付、2018年４月１日付及び2019年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第19期の期首から適用しており、第18期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第17期 （2017年３月期）	第18期 （2018年３月期）	第19期 （2019年３月期）	第20期 （当事業年度） （2020年３月期）
売　上　高（千円）	4,932,368	6,303,898	6,495,964	8,217,111
経　常　利　益（千円）	965,529	1,254,436	1,248,285	844,811
当 期 純 利 益（千円）	724,124	894,464	919,732	621,365
１株当たり当期純利益（円）	7.99	9.87	10.15	6.86
総　資　産（千円）	3,817,277	5,008,481	5,110,386	5,732,713
純　資　産（千円）	2,917,608	3,724,286	4,227,828	4,651,558

（注）当社は、2016年10月１日付、2018年４月１日付及び2019年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

（3）重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
RAKUS Vietnam Co., Ltd.	US$500,000	100%	クラウドサービスの受託開発
株式会社ラクスライトクラウド	18百万円	100%	クラウド型ソフトウエアサービスの提供
株式会社ラクスパートナーズ	20百万円	100%	ITエンジニア派遣

（注）当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ラクスライトクラウド
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	1,536,758千円
当社の総資産額	5,732,713千円

（4）対処すべき課題

インターネットは経済活動を支えるインフラとして不可欠なものとなっており、当社グループが提供しているクラウドサービス及びITエンジニア派遣サービスは今後も需要が拡大するものと予測されますが、競合他社との競争は厳しさを増すものと認識しております。

当社グループの更なる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 成長サービスへの集中・強化

クラウドサービス市場は、今後も規模が拡大すると予測されておりますが、一方で新規参入、サービスの飽和、価格の下落が進むものと考えております。

当社グループは今後も継続的に事業を拡大するため経営資源を成長サービスに集中させ、それぞれの分野において一定の市場シェアを獲得することで収益の拡大に努めてまいります。

② 認知度の向上

当社グループはこれまでインターネットやテレビ、雑誌への広告の掲載、展示会への出展や販売代理店を通じて顧客を獲得してまいりました。提供する各サービスの顧客数を拡大し、企業価値の向上を実現するには当社及びサービス名の認知度の向上が不可欠であると考えております。

引き続き費用対効果を見極めながら、インターネットやテレビ、雑誌などマスメディアの活用に加え、展示会への出展を通じて、更なる認知度の向上に努めてまいります。

③　営業力の強化

クラウド事業では、東京・大阪・名古屋・福岡の４拠点で営業活動を行っており、今後も既存顧客及び新規顧客の期待に応えるために営業人員を増員し営業力を強化するとともに、パートナー企業や販売代理店との連携を強化することにより販路の拡大も図ってまいります。

また、既存顧客に対しても、当社グループの他のサービスを追加で提案していく販売アプローチを進め収益機会の最大化に努めてまいります。

IT人材事業は、派遣先での業務を通じてITエンジニアのキャリアアップを行い、提供するサービスの高付加価値化を行う事業であり、多くの案件を常に確保し、ITエンジニアの成長機会を提供することが不可欠であります。そのため営業担当者が顧客のニーズを引き出し、最適なマッチングを行うことで継続的な案件確保に努めてまいります。

④　開発力の強化

クラウドサービス市場においてサービスの機能優位性を維持していくためには機能の改善・追加をスピーディーかつ継続的に実施していく必要があります。

当社グループでは、従来の国内開発に加え、オフショア開発の導入、ベトナムに開発拠点を設立する等開発リソースの確保に注力してまいりました。今後も国内外を問わず開発力の強化に努めてまいります。

⑤　マーケティングの強化

現在クラウド事業において行っているマーケティング戦略は、時間とともに陳腐化する可能性があります。そのため新たなマーケティング手法を取り入れ、得られたデータを分析し販売力の強化に努めてまいります。

⑥　人材の確保

当社グループの成長のためには優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。そのため積極的な採用活動を継続することはもちろんのこと、労働市場において知名度の向上を図り採用力の向上に努めてまいります。

⑦　システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。安定してサービスを提供していくため顧客の増加に合わせたサーバーの増設等の設備投資を継続的に行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。

（５）主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
クラウド事業	クラウドサービスに係る開発、販売、サポート
ＩＴ人材事業	ITエンジニアの派遣

（６）主要な営業所（2020年３月31日現在）

①当社の主要な営業所

大阪本店	大阪市北区
東京本社	東京都渋谷区

②子会社

RAKUS Vietnam Co., Ltd.	ベトナム国ホーチミン市
株式会社ラクスライトクラウド	東京都渋谷区
株式会社ラクスパートナーズ	東京都新宿区

（７）使用人の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
クラウド事業	538（56）名	157名増（４名増）
ＩＴ人材事業	455（４）名	128名増（２名増）
全社（共通）	51（10）名	12名増（２名増）
合計	1,044（70）名	297名増（８名増）

（注）１．使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
538（64）名	163名増（６名増）	32歳５ヵ月	３年０ヵ月

（注）　使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（８）主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

（１）株式の状況（2020年３月31日現在）

①発行可能株式総数　　160,000,000株

②発行済株式の総数　　90,608,000株

③株主数　　5,696名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
中村崇則	32,389,200株	35.7%
松嶋祥文	5,920,000株	6.5%
井上英輔	4,520,000株	5.0%
本松慎一郎	4,400,000株	4.9%
浅野史彦	4,040,000株	4.5%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	2,864,748株	3.2%
小川典嗣	2,190,400株	2.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,002,600株	2.2%
ラクス従業員持株会	1,710,100株	1.9%
野島俊宏	1,600,000株	1.8%

（注）１．持株比率は自己株式（680株）を控除して計算しております。

２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務にかかる株式数であります。

⑤その他株式に関する重要な事項

ａ．2019年10月１日付で実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、80,000,000株増加し、160,000,000株となりました。

ｂ．株式分割の実施により、発行済株式の総数は、45,304,000株増加し、増加後の発行済株式の総数は90,608,000株となりました。

（２）新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（３）会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況

（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　崇則	RAKUS Vietnam Co., Ltd. Chairman 株式会社ラクスライトクラウド　取締役 株式会社ラクスパートナーズ　取締役
取締役	井上　英輔	FOクラウド事業本部長 RAKUS Vietnam Co., Ltd. Director
取締役	松嶋　祥文	戦略企画部長 株式会社アール・アンド・エー・シー　取締役
取締役	荻田　健治	
常勤監査役	野島　俊宏	RAKUS Vietnam Co., Ltd. Auditor 株式会社ラクスパートナーズ　監査役
監査役	松岡　宏治	松岡会計事務所　代表　公認会計士・税理士 株式会社ハウスフリーダム　社外監査役
監査役	阿部　夏朗	株式会社Y's&partners　代表取締役 株式会社JFLAホールディングス　社外監査役

（注）１．取締役　荻田健治氏は社外取締役であります。

２．監査役　松岡宏治氏及び監査役　阿部夏朗氏は社外監査役であります。

３．常勤監査役　野島俊宏氏及び監査役　松岡宏治氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役　野島俊宏氏は、長年にわたり当社の取締役経理財務部長として、経理財務業務に携わってきた経験があります。

・監査役　松岡宏治氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

４．監査役　阿部夏朗氏は、経営者として幅広い知識と豊富な経験があります。

５．当社は、取締役　荻田健治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	54,515千円 （1,650千円）
監　　査　　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	8,250千円 （3,450千円）
合　　計 （うち社外役員）	7名 （3名）	62,765千円 （5,100千円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第７期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。また、2012年６月28日開催の第12期定時株主総会において、当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収したうえで、業務を執行する事業所等へ通勤可能な社宅を提供するものとし、この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は、年額20,000千円以内とすることを決議いただいております。なお、上記の報酬等の額には、当事業年度中に発生した取締役３名の金銭に非ざる報酬額合計7,976千円は含まれておりません。

2．監査役の報酬は、2019年６月21日開催の第19期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

③社外役員に関する事項

ａ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役　松岡宏治氏は、松岡会計事務所の代表及び株式会社ハウスフリーダムの社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役　阿部夏朗氏は、株式会社Y’s&partnersの代表取締役及び株式会社JFLAホールディングスの社外監査役であります。当社と株式会社Y’s&partnersとの間には、当社の提供するクラウドサービス利用等の取引関係があります。当社と株式会社JFLAホールディングスとの間には特別の関係はありません。

ｂ．当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　荻田健治	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、従来の枠組みにとらわれることのない視点から、当社の経営の監督と経営全般の助言・提言を行っております。
監査役　松岡宏治	当事業年度に開催された取締役会24回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　阿部夏朗	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知識で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、出席した監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。

ｃ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（４）会計監査人の状況

①名称　　有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社である、RAKUS Vietnam Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

（５）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「応える」「育成する」「改善する」「偽らない」「進化する」という５つの経営理念を実践することを通じて社会の発展に貢献するとともに、企業価値の向上及び恒久的成長を実現するため、効率的で適法な企業体制を作りあげます。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「不祥事件対応及び内部通報規程」を定める。通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。

ｂ．取締役会が取締役の職務執行を監督するために、取締役は、業務執行状況を定期的に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。

ｃ．取締役の職務執行状況は、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、社外監査役を含む監査役の監査を受ける。

ｄ．コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関するｅラーニング及び研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

ｅ．取締役及び従業員が法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」を定める。

ｆ．社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

ｇ．内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、書面（電磁的記録含む）により作成、保管、保存するとともに、取締役、監査役による閲覧、謄写に供する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。

ｂ．リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。

ｃ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規則」を遵守し、月１回の取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

ｂ．経営目標、中長期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

ｃ．意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

ｄ．職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させたうえで、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を運営する。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社への報告、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。

ｂ．子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。

ｃ．子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。

ｄ．グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社にグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。

ｅ．当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力及び団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項

ａ．監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役会との間で協議する。

ｂ．監査役補助使用人に対する指示の実効性を確保するため、必要な知識・能力を備えた補助使用人を確保する。

ｃ．監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役会の同意を得る。

⑦監査役への報告に関する体制

ａ．当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

イ．監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。

ロ．監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。

ハ．取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

ｂ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「不祥事件対応及び内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑨監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

ｂ．監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

ｃ．監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換が行える体制とする。

⑪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

ａ．法令遵守及び取締役の職務の執行について

「取締役会規則」に基づき、取締役会は月１回、臨時取締役会は必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「不祥事件対応及び内部通報規程」を定め、法令違反等について、報告のできる窓口を社外にも設けております。

ｂ．リスク管理体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施しております。また、リスク情報等については、各部門責任者より取締役会に報告されております。

ｃ．子会社管理体制

子会社の管理につきましては、当社の取締役及び監査役又は社員を、子会社の取締役又は監査役として派遣し、業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要な経営情報については、適宜当社に報告されております。

ｄ．監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されています。監査役会は当事業年度において12回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、社内の重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款、社内規程等に違反していないか等を検証しております。

〜〜〜

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,413,311**	**流動負債**	**1,773,640**
現金及び預金	2,496,086	買掛金	194
売掛金	1,686,540	短期借入金	3,335
商品	3,994	未払金	428,937
その他	238,042	未払費用	435,993
貸倒引当金	△11,353	未払法人税等	267,314
固定資産	**2,625,874**	未払消費税等	225,657
有形固定資産	**619,413**	前受金	369,306
建物及び構築物	123,192	その他	42,901
工具、器具及び備品	496,220	**固定負債**	**72,940**
無形固定資産	**1,213,222**	長期未払費用	22,723
のれん	955,476	繰延税金負債	50,217
顧客関連資産	208,533	**負債合計**	**1,846,581**
ソフトウエア	49,212	(純資産の部)	
投資その他の資産	**793,238**	**株主資本**	**5,196,582**
投資有価証券	42,016	**資本金**	**378,378**
差入保証金	337,203	**資本剰余金**	**308,028**
繰延税金資産	402,276	**利益剰余金**	**4,510,580**
その他	19,999	**自己株式**	**△404**
貸倒引当金	△8,257	**その他の包括利益累計額**	**△3,977**
		繰延ヘッジ損益	**1,178**
		為替換算調整勘定	**△5,155**
		純資産合計	**5,192,604**
資産合計	**7,039,185**	**負債純資産合計**	**7,039,185**

連結損益計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		11,608,041
売上原価		3,945,847
売上総利益		7,662,194
販売費及び一般管理費		6,487,725
営業利益		1,174,468
営業外収益		
受取利息	44	
助成金収入	2,602	
その他	648	3,294
営業外費用		
支払利息	57	
為替差損	260	318
経常利益		1,177,445
特別損失		
固定資産除却損	124	
投資有価証券評価損	7,983	8,107
税金等調整前当期純利益		1,169,337
法人税、住民税及び事業税	490,756	
法人税等調整額	△120,957	369,799
当期純利益		799,538
親会社株主に帰属する当期純利益		799,538

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	378,378	308,028	3,910,378	△285	4,596,498
当期変動額					
剰余金の配当			△199,336		△199,336
親会社株主に帰属する当期純利益			799,538		799,538
自己株式の取得				△118	△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	600,202	△118	600,083
当期末残高	378,378	308,028	4,510,580	△404	5,196,582

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△641	△2,199	△2,841	4,593,657
当期変動額				
剰余金の配当				△199,336
親会社株主に帰属する当期純利益				799,538
自己株式の取得				△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,819	△2,956	△1,136	△1,136
当期変動額	1,819	△2,956	△1,136	598,946
当期末残高	1,178	△5,155	△3,977	5,192,604

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（１）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　３社

・主要な連結子会社の名称　RAKUS Vietnam Co., Ltd.
株式会社ラクスライトクラウド
株式会社ラクスパートナーズ

（２）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

（３）会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

ａ．その他有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの　・・・移動平均法による原価法によっております。

ｂ．デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　・・・時価法によっております。

ｃ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　・・・先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

ａ．有形固定資産　・・・定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　５年
工具、器具及び備品　５年～６年

ｂ．無形固定資産　・・・定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
のれん　８年
顧客関連資産　５年
ソフトウエア（自社利用）　５年

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、一部の子会社については、法人税法の規定に基づく法定繰入率を適用しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

ａ．ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理によっております。

ｂ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　・・・為替予約

ヘッジ対象　・・・外貨建予定取引

ｃ．ヘッジ方針

社内規程に定めた管理方針、主管部署、利用目的、実施基準に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ｄ．ヘッジの有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約に関しては、重要な条件の同一性を確認し、有効性を評価しております。

⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　・・・消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　440,032千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	45,304,000	45,304,000	－	90,608,000

（注）2019年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式総数は45,304,000株増加しております。

（２）自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	296	384	－	680

（注）自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び株式分割による増加であります。

（３）剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月21日定時株主総会	普通株式	199,336	4.40	2019年３月31日	2019年６月24日

（注）当社は、2019年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。「１株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	289,943	3.20	2020年３月31日	2020年６月29日

４．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備資金については営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金は銀行借入によって調達する方針であります。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行う方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、海外事業を展開していることから、外貨建て預金を保有しているため、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客及び回収代行業者等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)会計方針に関する事項⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a．信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引はデリバティブ管理規程に基づき、主要取引金融機関とのみ取引を行っております。

b．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社グループは、外貨建ての預金及び営業債権債務について、取締役会の監督の下、モニタリングを行っております。また、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを軽減するために、先物為替予約取引を行っております。デリバティブ取引については、デリバティブ管理規程に則って執行・管理されております。当該規程には、利用目的・取扱商品・決済承認手続・主管部署内での業務分掌・報告体制等が明記されております。また、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告しております。

c．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)２．参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,496,086	2,496,086	－
② 売掛金	1,686,540		
貸倒引当金(＊１)	△11,353		
	1,675,187	1,675,187	－
③ 差入保証金	337,203	211,871	△125,332
資産計	4,508,476	4,383,144	△125,332
① 未払金	428,937	428,937	－
負債計	428,937	428,937	－
デリバティブ取引(＊２)	1,698	1,698	－

（＊１）貸倒引当金を控除しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金

将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を返還見込までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

①未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当連結会計年度 （2020年３月31日）
投資有価証券	
非上場株式	42,016

非上場株式については市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　57円31銭

（２）１株当たり当期純利益　8円82銭

（注）当社は、2019年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。１株当たり当期純利益は、株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,801,644**	**流動負債**	**1,010,592**
現金及び預金	1,193,250	短期借入金	3,335
売掛金	1,357,039	未払金	374,697
前払費用	143,297	未払費用	294,042
その他	117,432	未払法人税等	145,801
貸倒引当金	△9,376	未払消費税等	86,164
固定資産	**2,931,068**	前受金	76,386
有形固定資産	**578,406**	預り金	28,406
建物	96,095	その他	1,758
工具、器具及び備品	482,310	**固定負債**	**70,561**
無形固定資産	**44,451**	長期未払費用	20,369
ソフトウエア	44,451	預り保証金	50,192
投資その他の資産	**2,308,211**	**負債合計**	**1,081,154**
投資有価証券	42,016	(純資産の部)	
関係会社出資金	50,830	**株主資本**	**4,650,380**
関係会社株式	1,556,758	**資本金**	**378,378**
破産更生債権等	7,942	**資本剰余金**	**308,028**
繰延税金資産	343,968	資本準備金	308,028
差入保証金	314,637	**利益剰余金**	**3,964,378**
貸倒引当金	△7,942	その他利益剰余金	3,964,378
資産合計	**5,732,713**	繰越利益剰余金	3,964,378
		自己株式	**△404**
		評価・換算差額等	**1,178**
		繰延ヘッジ損益	**1,178**
		純資産合計	**4,651,558**
		負債純資産合計	**5,732,713**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,217,111**
売上原価		**1,868,256**
売上総利益		**6,348,854**
販売費及び一般管理費		**5,507,192**
営業利益		**841,662**
営業外収益		
受取利息	33	
為替差益	101	
助成金収入	2,602	
その他	470	3,206
営業外費用		
支払利息	57	57
経常利益		**844,811**
特別損失		
固定資産除却損	124	
投資有価証券評価損	7,983	8,107
税引前当期純利益		**836,703**
法人税、住民税及び事業税	291,007	
法人税等調整額	△75,669	215,337
当期純利益		**621,365**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	378,378	308,028	3,542,349	△285	4,228,469
当期変動額					
剰余金の配当			△199,336		△199,336
当期純利益			621,365		621,365
自己株式の取得				△118	△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	422,029	△118	421,910
当期末残高	378,378	308,028	3,964,378	△404	4,650,380

	評価・換算差額等	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△641	4,227,828
当期変動額		
剰余金の配当		△199,336
当期純利益		621,365
自己株式の取得		△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,819	1,819
当期変動額合計	1,819	423,730
当期末残高	1,178	4,651,558

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び
関係会社出資金　　・・・移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券
時価のないもの　　・・・移動平均法による原価法によっております。

（２）デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　　・・・時価法によっております。

（３）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産　　・・・定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　５年
工具、器具及び備品　５年～６年

②無形固定資産　　・・・定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（４）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（５）引当金の計上基準

貸倒引当金　　・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（６）重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法
外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　　・・・為替予約
ヘッジ対象　　・・・外貨建予定取引

③ヘッジ方針

社内規程に定めた管理方針、主管部署、利用目的、実施基準に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約に関しては、重要な条件の同一性を確認し、有効性を評価しております。

（7）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　・・・消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　404,388千円

（2）関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	104,847千円
短期金銭債務	12,546千円
長期金銭債務	50,192千円

（3）取締役に対する金銭債務

短期金銭債務	5,106千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	336,434千円
営業取引以外の取引による取引高	200千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	296	384	－	680

（注）自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び株式分割による増加であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	73,218千円
未払法定福利費	11,107千円
貸倒引当金	5,302千円
減価償却費超過額	206,865千円
未払事業税	12,652千円
投資有価証券評価損	2,444千円
その他	39,717千円
繰延税金資産小計	351,309千円
評価性引当額	△6,820千円
繰延税金資産合計	344,488千円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△519千円
繰延税金負債合計	△519千円
繰延税金資産の純額	343,968千円

６．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　51円34銭

（２）１株当たり当期純利益　6円86銭

（注）当社は、2019年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。１株当たり当期純利益は、株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

〜〜〜

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

株式会社ラクス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　本　敬　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　花　谷　徳　雄　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ラクスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

株式会社ラクス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　本　敬　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　花　谷　徳　雄　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ラクスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

株式会社ラクス　監査役会

常勤監査役　　野島俊宏　　㊞

社外監査役　　松岡宏治　　㊞

社外監査役　　阿部夏朗　　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金３円20銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は289,943,424円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役４名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化の為１名を増員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中村 崇則（なかむら たかのり） （1973年１月27日）	2000年11月　当社設立 2000年11月　当社代表取締役社長（現任） 2014年５月　RAKUS Vietnam Co., Ltd. Chairman（現任） 2016年10月　株式会社アール・アンド・エー・シー 取締役 2018年２月　株式会社ラクスライトクラウド 取締役（現任） 2018年３月　株式会社ラクスパートナーズ 取締役（現任） （重要な兼職の状況） RAKUS Vietnam Co., Ltd. Chairman 株式会社ラクスライトクラウド　取締役 株式会社ラクスパートナーズ　取締役	32,389,200株
2	井上 英輔（いのうえ ひでゆき） （1972年９月15日）	2003年９月　当社入社 2005年６月　当社取締役 2011年４月　当社取締役クラウド事業本部長 2014年５月　RAKUS Vietnam Co., Ltd. Director（現任） 2019年10月　当社取締役FOクラウド事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） RAKUS Vietnam Co., Ltd. Director	4,520,000株
3	松嶋 祥文（まつしま よしふみ） （1973年８月17日）	2000年11月　当社設立 2000年11月　当社取締役 2015年２月　当社取締役戦略企画部長 2016年４月　当社取締役経営戦略本部長 2019年４月　株式会社アール・アンド・エー・シー 取締役（現任） 2019年10月　当社取締役戦略企画部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アール・アンド・エー・シー　取締役	5,920,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	荻田健治（おぎたけんじ） （1958年７月６日）	2015年２月　当社社外取締役（現任） 2016年４月　アンテロープ合同会社 代表社員 2019年３月　アンテロープ合同会社　解散	32,000株
5	※ 國本行彦（くにもとゆきひこ） （1960年８月21日）	1984年４月　日本合同ファイナンス株式会社 （現株式会社ジャフコ）入社 2006年１月　株式会社インディペンデンツ（現株式会社Kips）設立　代表取締役（現任）	―株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．荻田健治氏及び國本行彦氏は、社外取締役候補者であります。

４．荻田健治氏及び國本行彦氏を社外取締役候補者とした理由は、他社における経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、従来の枠組みにとらわれることのない視点から、当社の経営の監督と経営全般の助言をしていただけるものと判断したためであります。

５．荻田健治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年４ヵ月となります。

６．当社は、荻田健治氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、國本行彦氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

７．当社は、荻田健治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、國本行彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

以　上

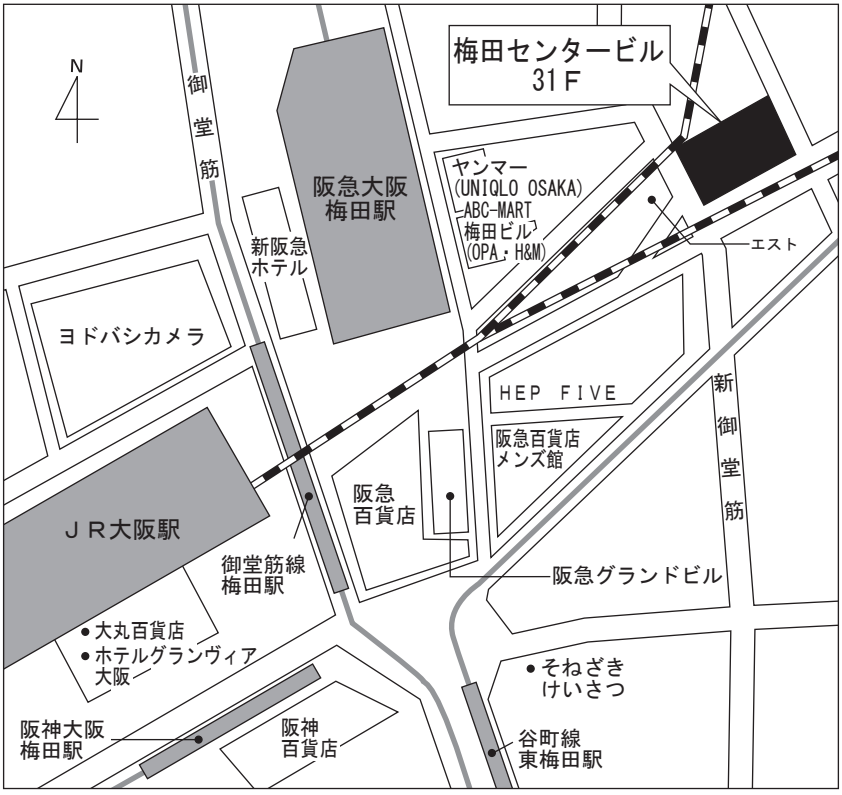
メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：大阪市北区中崎西二丁目４番12号
梅田センタービル31Ｆ　ホワイトホール



交通　阪急大阪梅田駅　　徒歩約５分
Osaka Metro御堂筋線　梅田駅　　徒歩約７分
Osaka Metro谷町線　東梅田駅　　徒歩約７分
ＪＲ大阪駅　　徒歩約10分
阪神大阪梅田駅　　徒歩約９分

※当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承願います。
※新型コロナウィルス感染拡大防止のため、株主総会にご出席の皆様におかれましては、株主総会会場内にてマスクの着用等をお願いする場合がございます。なお、当社運営スタッフにつきましても、マスク着用で対応させて頂く場合がありますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。